「税制調査対象先の選定」に係る参考事項（令和６年度調査）

＜参考１＞

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| No. | 調査対象となる税 | 税区分 | 調査対象組合等 | 対象とする高度化事業 |
| **１-1**  **１-2** | **事業所税の非課税** | 市町村税 | 政令指定都市、人口３０万人以上の都市等（参考２参照）に事業所を有する事業者で、**高度化資金を利用した全ての組合等（償還が終わった組合も含みます。）** | ・集団化　・団地再強化　・集積区域整備　・施設集約化　・共同施設  ・企業合同  ＜平成２４年度までの事業＞  ・連鎖化　・経営改革  ＜平成１０年度までの表示＞・高度化に寄与する事業（中小企業事業団法第21条第１項第２号イ若しくはロ又は第３号に規定する事業）  （情報化共同・知識集約化共同・小売商業連鎖化の会社形態は除く） |
| **２** | **高度化事業のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除** | 国税 | **令和５年度に団地造成のために土地等を取得し、貸付けを受けた組合等** | ・集団化　・集積区域整備　・施設集約化　・共同施設　・企業合同 |